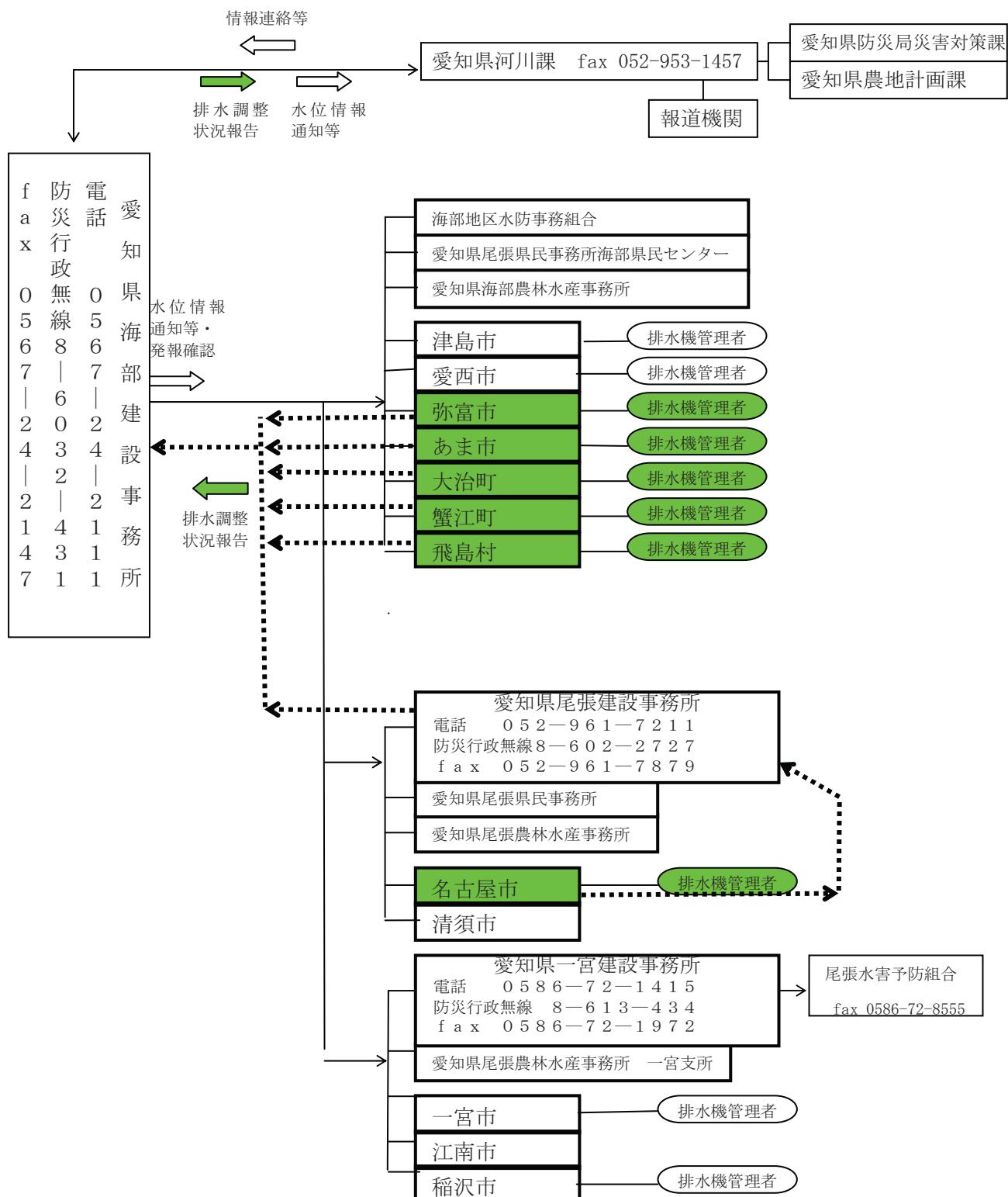


日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図

＜日光川下流域（日光川内水位観測所）＞

□の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接海部建設事務所から水位情報等の通知がある。

■の市町村は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。



例 水位情報通知等は海部建設事務所から全機関に発信されますが、その発報確認は、尾張建設事務所の管内については、排水機がある市に対して尾張建設事務所が行い、尾張建設事務所はその旨を海部建設事務所に報告する。排水状況報告も同じ経路により行う。